

令和4年10月支給分（令和4年6～9月分手当）からの児童手当の制度が一部変更になります。

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください！！

1 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます！！

⇒所得額により特例給付の支給がされないかたが発生します。

2 現況届の提出が不要になります！！

⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

※一部の受給者については、提出が必要です。

(1) 所得制限額・所得上限額について

令和4年10月支給分（令和4年6～9月分）から、児童を養育しているかたの所得が下表の②所得上限額以上の場合、児童手当等は支給されません。児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

児童を養育しているかたの所得が、下表の①所得制限額未満の場合、児童手当を、所得が①以上②所得上限額未満の場合、特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

税法上の扶養親族等の数（カッコ内は例）	①所得制限額		②所得上限額	
	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人（前年末に児童が生まれていない場合等）	622	833.3	858	1071
1人（児童1人の場合等）	660	875.6	896	1124
2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	698	917.8	934	1162
3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	736	960	972	1200
4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	774	1002	1010	1238
5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	812	1040	1048	1276

(2) 現況届の省略について

ア 稲沢市では、令和3年度まで毎年6月に受給者から現況届を提出いただき、現況を確認してきましたが、令和4年度現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、**現況届の提出を不要**とします。

※ただし以下のかたは、引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が稲沢市外のかた
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がないかた
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されているかた
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者のかた
- ⑤ その他、稲沢市から提出の案内があったかた

イ 以下の変更事項があった方は稲沢市に届け出てください。

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

公務員になった場合や、退職等により、公務員でなくなった場合、勤務先の官署に変更がある場合は、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

問い合わせ先

稲沢市役所 子育て支援課 児童家庭グループ（TEL:0587-32-1296）